

議案第53号

鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年2月20日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例（平成13年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等

(以下「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条、号及び号の細目の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条、号及び号の細目の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>使用済タイヤが屋外において乱雑に集積されること</u>により生活環境の保全上支障が<u>生ずるおそれがあること</u>にかんがみ、<u>使用済タイヤの保管に関する規制</u>その他必要な事項を定めることにより、美しく快適で安全な生活環境を保全することを目的とする。</p>	<p><u>鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>廃自動車等が屋外において乱雑に集積されていること</u>により生活環境の保全上支障が<u>生じていること</u>にかんがみ、<u>廃自動車等の保管に関する規制</u>その他必要な事項を定めることにより、美しく快適で安全な生活環境を保全することを目的とする。</p>

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 使用済タイヤ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）

第2条第2項に規定する自動車の使用済みのタイヤであつて、その占有者が自ら利用し、又は所有者が他人に有償で売却することができるものとして保管されるもののうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）の適用を受けないものをいう。

(2) 特定保管 100本を超える使用済タイヤを屋外で集積して保管することをいう。

(3) 略

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 廃自動車等 用途を廃止した自動車及び使用済みの自動車用タイヤをいう。

(2) 特定保管 廃自動車等の、自動車にあっては20台、自動車用タイヤにあっては100本を超える屋外での集積保管をいう。

(3) 略

(4) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。

(5) 有価物 物であって、その占有者が自ら利用し、又は他

(保管者の責務)

第3条 使用済タイヤを屋外で集積して保管する者（次項において「保管者」という。）は、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管するよう努めなければならない。

2 保管者は、使用済タイヤの保管に当たっては、第8条の保管基準に適合するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第4条 県民は、使用済タイヤの不適正な保管により生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある事実を発見したときは、速やかに県に通報しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第5条 県内の土地を所有し、占有し、又は管理する者（次項において「土地所有者等」という。）は、その所有し、占有し、又は管理する土地において使用済タイヤの不適正な保管が行わ

人に有償で売却することができるものをいう。

(保管者の責務)

第3条 廃自動車等を屋外で集積して保管する者（次項において「保管者」という。）は、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管するよう努めなければならない。

2 保管者は、廃自動車等（廃棄物であるものを除く。）の保管に当たっては、第9条の保管基準に適合するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第4条 県民は、廃自動車等の不適正な保管により生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある事実を発見したときは、速やかに県又は関係市町村に通報しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第5条 県内の土地を所有し、占有し、又は管理する者（次項において「土地所有者等」という。）は、その所有し、占有し、又は管理する土地において廃自動車等の不適正な保管が行われ

れないう、適正な土地の管理に努めなければならない。

2 土地所有者等は、次条第2項の規定により県が講ずる措置に協力するよう努めなければならない。

(県の責務)

第6条 県は、使用済タイヤの適正な保管を促進するため、県民、市町村及び関係機関と一体となって適切な対策を講ずるものとする。

2 県は、使用済タイヤの不適正な保管により生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとときは、当該使用済タイヤの保管状況を調査し、生活環境の保全上必要な措置を講ずるものとする。

れないう、適正な土地の管理に努めなければならない。

2 土地所有者等は、次条第2項の規定により県が講ずる措置及び第7条の規定により市町村が講ずる対策に協力するよう努めなければならない。

(県の責務)

第6条 県は、廃自動車等の適正な保管を促進するため、県民、市町村及び関係機関と一体となって適切な対策を講ずるものとする。

2 県は、廃自動車等の不適正な保管により生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとときは、当該廃自動車等の保管状況を調査し、生活環境の保全上必要な措置を講ずるものとする。

(市町村の責務)

第7条 市町村は、地域住民及び県との密接な連携により、地域の実情に応じて廃自動車等の適正な保管に関し必要な対策を講ずるよう努めるとともに、前条第2項の規定により県が講ずる措置に協力するものとする。

(特定保管の届出)

第7条 特定保管をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ次に掲げる事項を知事に届け出なければならぬ。

(1) 略

(2) 使用済タイヤの保管の場所、数量、期間及び方法

(3) 使用済タイヤの利用目的

(特定保管の届出)

第8条 特定保管をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項若しくは第14条第1項若しくは第6項の規定により許可を受けて廃自動車等の処理を業として行う者（同法第7条第1項ただし書若しくは第6項ただし書又は第14条第1項ただし書若しくは第6項ただし書の規定により許可を受けないで使用済みの自動車用タイヤの処理を業として行う者を含む。）又は使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第60条第1項若しくは第67条第1項の規定により許可を受けて廃自動車等の処理を業として行う者が、当該業として行う当該廃自動車等の処理に関連して行う特定保管については、この限りでない。

(1) 略

(2) 廃自動車等の保管の場所、数量、期間及び方法

(3) 廃自動車等についての廃棄物又は有価物の別

(4) 廃自動車等が有価物である場合にあっては、その利用目的

(4) 略

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。ただし、第9条の規定による指導、第10条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による命令に従うことにより生ずる変更その他規則で定める変更をしようとするときは、この限りでない。

(保管基準)

第8条 特定保管者は、使用済タイヤの保管に当たっては、次に掲げる保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

(1) 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

ア 略

イ 規則で定めるところにより、見やすい箇所に使用済タイヤの保管場所である旨その他使用済タイヤの保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

(2) 保管の方法が、次に掲げる要件を満たすこと。

(5) 略

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。ただし、第10条の規定による指導、第11条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による命令に従うことにより生ずる変更その他規則で定める変更をしようとするときは、この限りでない。

(保管基準)

第9条 特定保管者は、廃自動車等（廃棄物であるものを除く。）の保管に当たっては、次に掲げる保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

(1) 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

ア 略

イ 規則で定めるところにより、見やすい場所に廃自動車等の保管場所である旨その他必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

(2) 保管の場所から廃自動車等の破片、油等が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に

- ア 使用済タイヤが散乱しないものであること。
 - イ 悪臭が発散しないものであること。
 - ウ 積み上げられた使用済タイヤの高さが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の6に規定する高さを超えないものであること。
- (3) 略
- (4) 保管の数量及び期間が、当該使用済タイヤの利用目的を達するために必要であると認められる数量及び期間を超えないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、使用済タイヤの適正な保管を図るための基準として規則で定めるもの

(特定保管についての指導等)

第9条 略

掲げる措置を講ずること。

ア 廃自動車等の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合は、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

イ 積み上げられた廃自動車等の高さが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の6に規定する高さを超えないようにすること。

(3) 略

(4) 保管の数量及び期間が、当該廃自動車等の利用目的を達するために必要であると認められる数量及び期間を超えないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める廃自動車等の適正な保管を図るための基準

(特定保管についての指導等)

第10条 略

第10条 略

(市町村条例との関係)

第11条 この条例の規定は、市町村が使用済タイヤの保管に関し条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

(規則への委任)

第12条 略

(罰則)

第13条 第10条第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

2 第7条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金に処する。

第14条 略

附 則

第11条 略

(市町村条例との関係)

第12条 この条例の規定は、市町村が廃自動車等の保管に関し条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

(規則への委任)

第13条 略

(罰則)

第14条 第11条第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

2 第8条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金に処する。

第15条 略

附 則

(施行期日)

1 略

(経過措置)

2 略

(検討)

3 知事は、平成22年度末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(施行期日)

1 略

(経過措置)

2 略

(この条例の失効)

3 この条例は、平成20年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。

(経過措置)

4 この条例の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 前項に規定するもののほか、この条例の失効に伴う経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、附則第3項から第5項までを削り、附則に1項を加える改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。